

競争力のある農業の確立を目指して

(農) 駒谷農場 駒谷信幸

食料自給率が極めて低いわが国が、地球温暖化や生物多様性の喪失、地球人口の増加という見通しの中で、国際社会で確固とした地位を占めていくには、国民の求める安全・安心の農産物を出来る限り自給できる体制を整えて行くことが重要である。

また、農業の持続性を確保するため、出来るだけ環境に負荷を与えない農業生産を目指すとともに、農業の持つ多面的な機能を維持増進して行くことが重要である。

しかしながら、北海道は、経営規模の拡大や新しい農業技術の導入などにより、生産性の向上を果たしてきたが、その一方で、農家戸数は激減し、農業従事者の高齢化も進んでいる。このまま推移すると、農村の過疎化により、近い将来、地域そのものが消滅する恐れがあり、残されたものが、農業を営むことが難しくなることが、危惧される。

このようなことから、国際社会の中で、北海道の農業・農村が生き残り、わが国の発展に寄与して行くためには、効率性を重視し生産コストを引き下げて国際競争力のある農業を目指すための改革と効率性よりも消費者の求める安全・安心の有機農産物などを生産する農業を目指すための改革、そして、農業の多面的機能を維持増進し農村を振興して行くための改革を同時に進めて行くことが大切である。

この改革を行う場合、上意下達ではなく、農業を営む者の自主性を重んじたものでなければならない。

田園が荒廃すれば、人の心が荒む。美しい田園が美しい日本を作る。

1. 自主・自律の農業者の育成について

農業を経営するものが、自信と誇りが持てる環境を整える必要がある。ただ単に、金を得るためであれば、農業以外の仕事の方が格段に有利であり、農業は、それを営む人の情熱と高尚な精神に支えられてきた面があることを忘れてはならない。人間の生存に不可欠な食料を生産していることや土を耕すことにより農業の多面的な機能を維持増進し、先人たちが艱難辛苦の中で築いてきた美しい農村を後世に遺すという大きな役割を果たしている。農業は、食料を生産する工場でもなく機械でもないということを十分踏まえた、農業者の育成が必要である。

今後、ますます農業従事者は減少し、高齢化も進んで行くので、消費者の求

める安全・安心の農産物づくりには、より多くの人手を必要とすることから、農業を選択する若者を支援する制度の充実とともに、定年退職者の活用や外国人研修制度の拡充も必要である。

2. 農業の生産性について

農業は自然条件の中で営まれるものであり、極端に言うと、農家ごとに条件が異なっている。様々な農業の形態があるのであり、生産コストにかかわらず、消費者が納得した価格での農業もある。

また、単に、経営規模を拡大すれば、ただちに、生産コストが下がり、国際競争力がつくというものではない。規模拡大する場合、農地を保有しなければならないという今の制度では、コスト低減の効果は薄い。長期借地（50年）での農業の道を開くべきである。農家の子弟以外が新規に農業を行う場合も、この方が入りやすい。

なお、昨年12月に有機農業推進法が施行されたが、生産性を追求するのではなく、規模に関係なく、消費者が求める安全・安心の農産物を生産する農業も育てて行くための環境整備も必要である。

3. 農協等のあり方について

農協をはじめ、農業関係組織が、農家のためと言いながら、組織優先になっているのではないか。農家を囲い込み管理するのではなく、農家の自立を助けるという、農協本来の姿に戻るべきである。

農業をめぐる環境は大きく変化してきたのであるから、農協法などを改正し、農家の自由選択の幅を広げるべきである。

農業協同組合法

(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)

第五十九条 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

② 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

三 農業協同組合にあつては、その地区の全部又は一部が他の農業協同組合の地区と重複することにより当該地区の農業の振興を図る上で支障があると認められるとき。

四 農業協同組合連合会にあつては、当該連合会が農業協同組合中央会の事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の発展に支障があると認められるとき。

② 行政庁は、農業協同組合であつてその地区の全部又は一部が他の農業協同組合の地区と重複することとなるものについて前項の認可をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議しなければならない。